

平成27年9月1日

都道府県知事 様
各報道機関 様
日本市民農園連合会員様
各地域市民農園協会会員様

日本市民農園連合会長
NPO 法人千葉県市民農園協会理事長
恵庭市民農園協会会長
日本市民農園連合静岡県連絡会会長
NPO 法人長崎さんさん21理事長

平成27年度市民農園コーディネーター認証事業の実施について
(ご案内)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、地域における市民農園の実践的指導者を認証する市民農園コーディネーター認証事業について、例年のとおり、試験日を11月第2日曜日(8日)に設定いたしましたのでご案内いたします。

この試験は、1日の日程で所定の試験を受けることの出来る方であれば、どなたでも受験できます。また、試験に合格した方々に対しては、ご本人からの申請により「市民農園コーディネーター」の資格認証を行います。

試験の実施に関する具体的な事項については、下記の「平成27年度市民農園コーディネーター資格試験実施のご案内」のとおりとします。

敬具

記

平成27年度市民農園コーディネーター資格試験実施のご案内

日本市民農園連合
NPO 法人千葉県市民農園協会
恵庭市民農園協会
日本市民農園連合静岡県連絡会
NPO 法人長崎さんさん21

日本市民農園連合及び地域市民農園協会は、市民農園間のネットワーク化に取り組むにあたり、市民農園に対する正しい理解と知識を有する人材を発掘・育成し、それらの人々の実践的な活動により市民農園の定着・発展を進めるため、市民農園コーディネーター資格制度を設け、有資格者を認定します。

1 試験日：平成27年11月08日(第2日曜日)

午前10時30分～11時30分：実技または鑑定試験

午後01時00分～02時30分：解答(択一)・記述試験

午後03時00分～04時30分：論文試験

2 試験会場：千葉県青少年女性会館（千葉県千葉市稲毛区天台5-5-2）

※ 試験会場および試験日に関する特別措置

受験申込者が千葉県青少年女性会館から遠く離れた地域に多数存在し、地域市民農園協会あるいは前記4団体と協働して試験を運営できる機関・団体が、この案内に記載している試験日（11月08日）またはその前後に試験日を設定し、試験会場を用意できる場合には、特別に会場および試験日を設けて実施することがあります。この場合には、関係する受験申込者に、ご案内します。

3 試験の内容

試験は、記述を含む択一解答試験、鑑定試験、論文試験の3種類の試験からなります。

記述を含む択一解答試験とは、出題の大半の問題においては、用意された4つの答から正答選ぶもので、出題の一部では問題の文中の空欄に正答となる単語か短文を記入していただきます。

鑑定試験とは、写真を使った出題に対して解答していただくもので、解答試験と同様に用意された4つの答から正答選ぶものです。

論文試験とは、市民農園に関する地域の実践的なリーダーとして、市民農園を開設したい人・市民農園を利用したい人・市民農園を続けていきたい人・市民農園を活用していきたい人などから質問されたり相談されたりした場合の助言・指導等の対応を文章で答えていただくものです。

試験の出題内容は、①市民農園の基礎知識、②市民農園の歴史、③市民農園の機能、④日本の市民農園・世界の市民農園、⑤市民農園の開設・市民農園の利用、⑥市民農園における野菜・花の栽培、⑦実技または鑑定、⑧市民農園の活用に関する見解（開設または利用に関する論文）を内容とします。本協会が編集した市販単行本「市民農園のすすめ」及び野菜・花の栽培の基本をマスターし、市民農園の開設や利用を希望する人々への適切な助言が出来れば合格する内容となります。

なお、試験の採点配分は、原則として、択一・記述解答試験を60点、鑑定試験および論文試験をそれぞれ20点ずつとし、合計100点に対して70点を合格基準とします。

4 受験の受付及び受験料

(1) 受験の受付期間：平成27年9月01日～10月20日

(2) 受験資格：特に資格を問いません。

(3) 受験の申込み及び受験料：郵便振替口座に(4)の受験料振込み、そのコピーを別に定める申込書に添付して、郵送で申し込みます。

(4) 受験料：一般5,000円

会員4,000円（日本市民農園連合及び地域市民農園協会）

5 合格の発表及び資格認証料

(1) 合格者の発表：平成28年1月10日とし、受験者にこの日以降に順次郵送でお知らせします。

(2) 認証の手続き：認証を求める合格者は、速やかに認証料を郵便振替口座に振込み、そのコピーを添付して認証状の交付を求めます。

- (3) 資格の認証料は、2,500円とします。
- (4) 認証状の交付：原則として、合格発表後1ヶ月程度を目安として会議を開催し、認証状の交付を行うとともに市民農園コーディネーターのスタートとして基本研修を行います。この会議の参加に要する旅費等の費用は参加者の負担となりますが、会議開催に要する費用は千葉県市民農園協会が負担します。なお、ご都合等によりこの会議に参加できない認証者には、会議終了から一ヶ月の間に市民農園コーディネーター認証状および市民農園コーディネーター証をお送りします。

6 資格の喪失

市民農園コーディネーターの資格は、原則として無期限に継続します。ただし、本人から資格の解消を請求された場合およびあきらかに市民農園コーディネーターの評価を傷つける行為を行った場合には、原則として資格を喪失します。

7 受験予定者等の受験準備に対する協力

公共機関団体、市民農園関係団体、農業・市民農園・地域社会等関連団体・企業・その他市民グループ等で、市民農園コーディネーター資格を有するものを養成・確保したいと望まれる場合には、受験予定者に対する研修会等に対して、千葉県市民農園協会が協力する場合があります。その協力の内容等については、次の各項を参考に、協力を求める方々の責任者と千葉県市民農園協会が協議して決めます。

- (1) 社会貢献活動を目的として非営利の活動で取り組む団体や個人が会場を準備して講師を要請する場合：講師謝礼は無償とするが、会場が生活圏を超える場合には交通費を主催側が負担する。
- (2) 社会貢献活動を目的として非営利の活動で取り組む団体が、外部から事業を導入して取り組む場合：事業の中で会場を設営し、事業内基準の講師謝礼と交通費を要請する側が負担する。
- (3) 協力を要請する団体等が人材を養成・確保していく等のために研修会等に取り組む場合：社会通念上適正な水準の講師謝礼、交通費を要請する側が負担する。
- (4) 企業活動等の営業の中で行う場合：社会通念上適正な水準の資料費、講師謝礼、交通費を要請する側が負担する。

8 資格取得者の活動と支援

市民農園コーディネーターの資格を取得した方は、市民農園の開設、市民農園の利用、市民農園及びその活動のネットワーク化等を実践的に助言・指導していく方たちです。その活動を NPO 法人千葉県市民農園協会が支援していきます。

[連絡先] 千葉県市民農園協会（会長：廻谷義治 Tel. : 043-287-2364）

〒263-0016 千葉市稲毛区天台 4-3-3-203